慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ノート「独居拘禁」
Sub Title	A note on "Prison Cell"
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.2 (1988. 2) ,p.205- 223
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	青柳文雄先生追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880228-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ノート「独居拘禁」

坂田　仁

一九五六年の春、私は宮澤浩一教授（当時助手）から刑務所見学の誘いを受けた。丁度卒業時期で暇な上就職先も家庭裁判所（調査官補）であったので私は喜んでその誘いを受けることにした。その時私達を伴い、見学を実現して下さったのが当時最高裁判所調査官であった青柳教授であった。他に中谷瑾子教授（当時助手）もおられ、四人がF刑務所の門をくぐったのである。しかし、中谷教授は内部参観を許されず、男性三人が刑務所の中に入った。幸いなことに内部を案内した刑務官は青柳教授をご存知で、内部を丁寧に観察することができた。その刑務官は、普通は見せないのですがといって、ある監房の扉を開けてくれた。三～四畳くらいのまっ暗な、何の調度もない部屋であった。高い天井に小さな明りと、聞けばマイクロフォンがあるとのことであった。これが私の独居との出会いであった。以下、独居についての私の乏しい知識を綴って青柳教授のご霊前に奉げることにしたい。

＊　＊　＊

「在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適当ト認ムルモノヲ除クノ外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得」。これは、監獄法一五条の規定である。この規定の運用は、監獄法施行規則及び行刑累進処遇令によっている。それによると(1)未決拘禁者、(2)余罪等による審問中の受刑者、刑期二月未満の受刑者、分類調査のため必要な受刑者、独居房の余裕のある場合の受刑者、(3)新入者、戒護上隔離の必要な者、父母の訃に接し、就業を免ぜられた者、伝染病予防のため隔離を必要とする者、懲罰事犯につき取調中の者、釈放前三日以内の者、その他独居拘禁を必要とする者など特定の事由の有する場合の受刑者、がそれぞれ独居拘禁に付されることになっている。[1] 現行監獄法の定める拘禁の方法は原則として独居拘禁なのである。[2]

更に監獄法六〇条二項は、「屏禁ハ受罰者ヲ罰室内ニ昼夜屏居セシメ情状ニ因リ就業セシメサルコトヲ得重屏禁ニ在テハ仍ホ罰室ヲ暗クシ臥具ヲ禁ス」と定めている。

右の独居拘禁に関する二つの規定を念頭において、その意味するところを探ろうとするのが本稿の課題である。まず、その沿革を辿り、簡単な比較を行い、私の問題意識を示して結びとしたい。

一

独居拘禁は何時から用いられていたか。中世ヨーロッパの修道院には既に異端者の処罰のための独房が設けられていた。[3]「カトリック教会は、修道生活と禁欲的隠遁生活の理想により、精神的苦痛による悔いを作り出すことに努めた。[4]」といわれ、この目的で独房が教会、修道院に設けられていたのだという。従って処罰の対象者は、僧侶、修道士であった。「秘密のおそるべき異端審問裁判所は自らの監獄を有し、あらゆる手段でその被害者に拷問が科され、また、おそらくここで初めて独居拘禁の心を破壊する結果（mind-wrecking result）が発見された。[5]」のである。

しかし、これは、我々が独居拘禁を頭に描くときに現われてくるものではない。これは、一人の規律違反者を処罰するための手段として過去に独居拘禁と同じ方法が用いられていたことがあるという歴史的事実を示すだけのものである。独りだけ閉じ込めるという手段が、犯罪者に対する教育手段、改善手段、威嚇手段として組織的に用いられるとき、我々は独居拘禁について語ることができるのである。

そのようなものとしての独居拘禁の初まりは、ローマ法王クレメンス一一世が一七〇三年に建てた、サン・ミケルであるとされている。[6] ハワードのこの施設についての記述には、これが独居施設であることは記されていないが、[7] ハワードはこの施設の設計図を載せており、[8] これによって独居施設であったことが判る。エリクソンによると、この施設は、「独居、労働、沈黙、祈り」という四原則によって運営され、その独房は巾二・二二メートル、奥行き二・六七メートルであったという。[9] また、ハワードによればこれは救貧感化院 (Ospizio di San Michele) であって、監獄とよぶべきものではなかったようである。

ハワードが賞讃を惜しまなかったもう一つの施設がある。ベルギーのガン監獄である。[10] ここでは、男子の犯罪者が夜間独居房に拘禁され、昼間は定められた作業に従事していた。この施設の建設の計画は一七七二年になされ、その一部が一七七五年に完成し、使用され始めた時にハワードが訪問していることを特記する必要があろう。

ハワードの夜間独居の提案は、孤独と沈黙が人を反省に導き、犯罪者がこれによって悔悟すること（これは、死刑囚にも必要である）、逃走と囚人間の夜間における窃盗行為の防止、債務者など軽度の収容者に対する重罪犯からの悪影響の防止を狙いとしていたことは明らかである。[11] このような、犯罪者の改悛と改善とを目的として設立される監獄を、ハワードは特に懲治監獄 (penitentiary) と名づけたのである。[12]

国立の懲治監獄を設立するための法律案は、ハワードの提案を具体化するものとして、ブラックストン及びイーデンの手によって作成され、一七七九年に議会を通過した。この法律は、(1)夜間及び作業外独居拘禁による囚人相互間

の交渉の防止、(2)集団作業中の継続的監視、(3)単調さを要件とする苛酷な奴隷労働、(4)労働による利益の分配、(5)拘禁及び労働の、獄内行動及び刑期による段階づけ、(6)最大限の健康の維持と最小限の安楽、(7)粗末だが栄養のある食事、完全な清潔さ、定まった日課、獄衣、ぜい沢と娯楽の排除、(8)頻繁な宗教的行事への強制的参加、(9)釈放の際の就職と補助の準備を定めたものであった。しかし、法律は制定されたものの、その内容は全く実現することはなかった。[13]

しかし、この精神を受けた地方監獄がこの後あいついで建設されている。エリクソンに従えば、この法律の制定前一七七九年にエセックス州のホルシャム、法律制定後には、一七八二年にペットワース、一七八五年にノーフォーク州のウィモンダム、一七九一年にグロースター、にそれぞれ地方監獄が独居監獄として建設又は再建されている。[14]

一七七六年は周知のように米国が独立した年である。この年に、フィデルフィアのクェーカー教徒は「困窮せる囚人の救済のためのフィラデルフィア協会」[15] (Philadelphia Society for Assisting Distressed Prisoner) を設立した。この協会は二年後に解散し、一七八七年に「公立監獄の悲惨さを軽減するためのフィラデルフィア協会」(the Philadelphia Society for Alleviating the Miseries of Public Prisons) が組織された。[16] クェーカー教徒の活動は、ウィリアム・ペンによる統治の時代から犯罪者の処遇に関心をむけており、ペン自身もその統治時代に死刑の適用を極度に制限し、牢獄を懲治場として運営させた実績をもっている。[17]

一七八六年から一七九一年にかけて、ペンシルバニアでは、謀殺以外の犯罪について死刑の適用を懲治監獄への収容で置きかえることが可能になった。[18] そして、この時期に、英国内では、ハワードの提案を基とした地方監獄が相次いで建設されている。独居拘禁の思想は、英国から米国に渡っていったのである。

ペンシルバニア制のもととなったウォルナット監獄は、独立戦争中の捕虜収容所だったところで、ここに、一七九〇年の法律に基づいて一七九二年に独居監獄が完成したのである。この時の独居房の数は全部で十六であり、各段八

房づつの二層をなしていた。[19] この施設に直接影響を与えたのは、英国の改良された地方監獄、特に、ノーフォークのウィモンダム監獄ではなかったかとされている。[20] 東邦彦によれば、「凶悪不良囚を独居拘禁してその改善的効果を試みる為に」[21]、この独居監獄が新設されたのである。ロビンソンのトックビルからの引用は、「『我が国の法律は、有罪者を殺すかわりに監獄に入れている。よって懲治監獄を我々は保有している。』と人々が話している。」と述べている。[22] ここでも、懲治監獄の概念は、犯罪者を後悔させ、改善させることをその内包としていたのである。

一七九七年にブライドウェルの教誨師であったバウエンは、自著の中で「厳しい苦難は神の恩寵が罪人に自らの状態に目覚めさせるために用いる道具であり、罪人は、沈黙と孤独の中で自分の心まかせに放置された時に、宗教的真理を受け入れるよう自分の心の準備に最もよく適合した状況に置かれるのである」と述べている。[23] 英国においても米国においても独居拘禁のもつ意味合は同じものであったといってよいのである。[24]

独居監獄を軸にして、この当時の状態を年譜的にみると[25]

一七七五年　ガン監獄の一部完成
一七七六年　アメリカの独立、アメリカへの流刑の停止、犯罪者のハルクへの収容
一七七七年　ハワード「監獄事情」〈初版〉の出版
一七七九年　英国監獄法の制定（国立の懲治監獄の建設を内容とする。）
一七八二年　ペットワースに独居監獄
一七八四年　ウィルトシャーに独居監獄
一七八五年　ウィモンダムに独居監獄
一七八六年　グロースターに独居監獄
一七八七年　オーストラリア流刑の開始
一七八九年　フランス革命

一七九〇年　ウォルナット監獄建設開始
一七九一年　ベンサム、パノプチコン発案
一七九二年　ウォルナット監獄完成

この後約二〇年間にわたり、アメリカ、イギリスのどちらにも監獄に関する目立った出来事は記録されていないようである。そして

一八一九年　オーバーン監獄完成
一八二一年　ミルバンク監獄完成
一八二六年　シンシン監獄完成（ニューヨーク）、西部懲治監獄完成（ペンシルバニア）
一八二九年　東部懲治監獄完成（ペンシルバニア）
一八三四年　英、仏、普など監獄調査団を米国に派遣
一八三九年　メクレブルグ独居監獄（プロシャ）
一八四〇年　オスカー一世のグーラブック（スウェーデン）
一八四二年　ペントンビル懲治監獄建設（イギリス）
一八四四年　トングル独居監獄建設（ベルギー）
一八四五年　レディング独居監獄建設（イギリス）

右のように、独居監獄は西欧全体に拡まっていくのである。そのアイデアは、欧州大陸に生じて英国にわたり、米国に刺戟を与えて、今度は逆に米国から欧州に影響が伝わるという形で西欧全体に大きい足跡を残したということができる。とくに、一八四六年のフランクフルトにおける国際監獄会議は、受刑者の単独拘禁が唯一容認し得る近代的監獄組織の基礎であることを確認したのである。(26)

二

独居拘禁については、その最初より賛否の議論が存在していた。それを、乏しい資料に基づいてではあるが、英、米、西欧大陸、日本について述べてみたい。

(一) 英国

ハワードが一七七七年に監獄事情を出版して、懲治監獄の提案をした時、既に二つの対立する見解が独居拘禁をめぐって提出されている。[27] 即ち、「昼夜を通じての完全な独居」と「夜間独居・昼間及び作業時雑居」の対立である。後者はハワードの見解であり、前者はハンウェイの見解だとされている。ハンウェイは、一七七五年に独立した独居房の設けられたクラーケンウェル・ブライドウェルを賞讃して、犯罪者の改善と潜在的犯罪者の威嚇のために、有益な労働と粗末な食事を伴う獄中での孤独 (solitude in imprisonment) がよいと述べたといわれている。

そして、二人とも、刑罰の目的を、受刑者を改善して社会の有用な一員にして世間に戻すことと考え、また、犯罪者の心と行動とに変化をもたらすよい宗教的教育がその目的達成の唯一の希望であると考えていたという。従って彼らの間の相違は、目的達成の方法上の違いだということになる。[28] この対立は、一七七九年の監獄法の制定の後も続いている。[29]

一七七九年の法律は、一八二一年まで空文であった。独居をめぐる様々な議論はあったものの、また地方の監獄の建設は行われていたものの、国立の懲治監獄は実現しなかったのである。最初の懲治監獄、ミルバンクは、ハルクの収容過剰対策として一八一三年にやっと建設に着手されたのである。[30]

ハワードやフライの活動に代表されるこの時代の監獄改良運動の中で、受刑者に対して宗教的道徳的教育を施こすことが重視されていたことは明らかである。[31] また受刑者相互の悪影響の防止も同様に非常に重要なことであった。し

かし、同時に受刑者（犯罪者）に苦痛を科すこともこれまた一部の者にとっては当然のことであった。クランク、トレッドホィールなどの空役がこの時代以後に考案され、それらが独居拘禁とともに用いられていたことも記憶されるべきことである。[32]

一九世紀中葉における拘禁の原則は、㈠雑居（Congregational system）、㈡独居（Solitary system）、㈢分離（Separate system）、㈣沈黙（Silent system）に分類されている。㈠は昼夜受刑者が雑居すること、㈡は受刑者がその刑期中完全に他の受刑者から遮断され、作業その他の活動も全て単独でなされる。㈢は、㈡の緩和形態で作業等は他の受刑者と共に行い、教誨師や刑務官との接触が実施される。㈣は、他の受刑者との交談を禁止し、沈黙の中で作業を共同で行わせるものである。[33]

一八三九年の監獄法は、㈢の分離拘禁、緩和せる独居拘禁の方式を採用した。そして、受刑者の五分類が実施されたのである。この方式は、一八四二年に完成したペントンビル監獄において採用されている。ペントンビルは、東部懲治監獄をモデルに建設されたものであるが、いわゆる厳正独居の失敗の経験がこの背景にある。一八六五年の監獄法も、分離制を拘禁の原則として採用している。[34]

㈡ アメリカ

米国の状況はどうであったか。現在と同様、それ以上に地域差の極端な国であったことを前提にしなければならないが、この当時一九世紀中葉では、ニューヨークとペンシルバニアの状況だけが話題になっていたといってもよいであろう。[35] ここでの問題は、周知のようにペンシルバニア制での厳正独居とオーバーン制での沈黙制（夜間独居）の対立である。

アメリカの各州に各々に固有の州監獄を建設させるに至った動機は、死刑の制限であった。[36] 牢獄や懲治場は、本来死刑を科すべき犯罪者には不適当だとされ、彼等に対する特別の施設、即ち、州監獄が必要になったのである。ペン

シルバニア州の懲治監獄、ニューヨーク州のオーバーン監獄、シンシン監獄建設の背景にこの事実を見落すことはできない。

厳正独居と沈黙制の対立は、沈黙制の勝利に終った。ペンシルバニア州自体、後に沈黙制を採用するに至るのである。[37] この二つの制度の長短比較の論点は、作業、悪行の感染、個別処遇の三点であったとロビンソンは述べている。[38] 独居制の側では、作業は手作業に限られ、個別処遇は、自殺や精神障害の発生で妨げられ、[39] 成功したのは悪行の感染の防止だけであった。これに対し、沈黙制では、大がかりな刑務作業が可能で、悪行感染の防止も苛酷な体罰の使用で実現し、社会生活への準備、仲間から完全に隔離されることの精神への悪影響の防止が可能であるとされた。

そして、この両者の運用上最大の問題は、過剰拘禁であった。その他獄外の通常の社会における業務執行と獄内作業の競争、監獄職員の質の問題が監獄の改良を妨害していたとされる。[40]

(三) ヨーロッパ

ヨーロッパ大陸では、米国と異なり逆に独居制がオーバーン制を凌いだ。一八三五年に米国に派遣された欧州各国の専門家達はペンシルバニア制に深い感銘を受けて帰国している[41]他、前に記したように、一八四六年にフランクフルトで開催された国際監獄会議は、独居拘禁を最良の拘禁方法だとしたのである。

クローネは、独居拘禁を最も強く支持した者であるが、彼によれば、独居拘禁は受刑者の中に犯罪者集団が形成されるのを防ぐ努力から生じたものである。[42] その目的は、(1)刑罰の強制の厳粛さと自由の喪失とを完全かつ徹底的に意識させ、(2)職業犯罪者への教育が促進される犯罪者相互の集団形成を阻害し、(3)多数の善の要素を注入することによって、受刑後の合法的、倫理的生活を導くところにある。[43] (1)によって、国家権力に対する無力感を受刑者に意識させるのであるが、この視点は、英米では余りはっきりしていない。英米の制度では道徳的、宗教的な悔いが目的とされており、この視点はクローネの場合には弱められているといってよい。クローネを引用すれば、「独居拘禁は、刑罰

の道義的根拠及び国家的目的に完全に合致している。」[44]のである。

ただ、独居拘禁のもつマイナス面、即ち、受刑者の心身に対する有害な影響を無視することはできず、厳正独居ではなく、緩和された独居を採用すべきだとされている。加えて、国民性或いは文化的状況、個人の精神的肉体健康によってその適用に慎重を期する必要が説かれている。その結論は、累進制（Stufensystem）へと導かれる。一定期間の独居――雑居による共同作業（特に室外作業）――仮釈放である。[45]クローネの書物は一八八九年の出版であり、独居からの脱却が説かれ始めた時期に当っている。しかし、刑期の一部とはいえ、厳粛、厳格な独居の執行は必須のものとなっている。

これよりやや下って、スウェーデンの刑法学者チュレーン[46]は、犯罪を重、中、軽の三種に分け、重い犯罪に対しては独居拘禁から雑居へと移る累進制を、中程度の罪については独居拘禁を用いることを主張する。

チュレーンは、独居と雑居との比較に当って、オーバーン制を指すと思われる、ヨーロッパ以外の国のある種の雑居の形態には注意を要するとし、その国がかって独居拘禁を導入した楽観主義とその驚異的な処遇効果についての報道[47]とを記憶に留めておくべきだという。チュレーンによれば、「刑罰手段は、習慣的、日常的な関係で期待し得る程度のエネルギーの力と量とに相応をすべきものであり」[48]、この点から独居と雑居の欠点の比較が重要になってくる。独居拘禁はそれ自体人間には不自然なものなので、それが人の肉体、及び精神に有害なのは驚くには当らぬことである。しかし、これは独居拘禁の期間と執行の方法によって回避できるだけでなく、独居拘禁には雑居に優る利点がある。それは、受刑者に雑居拘禁よりも大きい苦痛を科し、威嚇効果のあることである。その効果は、中程度の犯罪者に適している。独居拘禁は、これらの者の犯罪への意思を挫き、受刑者の内面に迫って改善を実現する深い内省をもたらす。

スウェーデンが相当量の予算を独居監獄の建設に注ぎ込み、実務面でその発展につくしたことは明らかであり、他

のどの国よりも完全な形でその執行がなされたのではないかと推測される。ただ、米国において死刑にかわる刑罰とされたものが、ここでは中程度の犯罪者、つまり死刑など考えられない犯罪者に対する刑の執行方法として現われている点に興味をひかれる。

ここで、フェリの独居批判について触れておきたい。[49]「独居拘禁制は、一般の監獄及び労役場の囚人の肉体的、道徳的腐敗に対する反対運動の産物であり、かって或いは疑いなく今日でも多数の賛同者を、それが伴う敬虔主義と宗教的懺悔の精神の故に保有し続けているものである。が、これには強い批判が存在する。」[50]フェリは、独居拘禁を治革的に、厳正独居——分離収容——累進制 (Solitary confinement—Separate confinement—Progressive system) の三段階に分けている。[51]その上で、独居に対する反対意見を述べる。[52]㈠独居はまだ堕落していない犯罪者の弱い社会感覚を更に弱める。㈡独居は受刑者の改善に役立たない。犯罪者の社会環境は受刑前と全く変らず、出所後彼は前と同じ条件のところに戻る。㈢その本来の目的である完全な孤独は実現不可能である。相互交渉禁止を保てるはずがない。㈣その適用に平等を欠く。民族性を考えると、これは北方系の民族の作った間の抜けた道具で、南方系の太陽と外気になれた民族の感覚と矛盾する。同一民族でも、職業その他の要因によりその効果に差が生じる。㈤非常に高価である。㈥独居拘禁は正直者の負担で犯罪者を優遇するものである。従って、犯罪者の受刑中の隔離は、夜間独居で充分であり、外気の下での農業コロニーにおける労働が有用な刑罰であるとの結論が導かれる。[53]

フェリの書物は一八九六年出版のものであり、およそ一〇〇年にわたる独居の経験の上に立っているということができる。そして、この点ではクローネ、チュレーンの書物と同断である。この三人の学者の独居への姿勢の違いは、南方系と北方系の相違に帰することのできるものであろうか。

㈣ 日　本

我が国では、小河滋次郎と正木亮の矯正界の両巨人を取上げる必要があろう。前者は独居拘禁の、後者は累進制の、

各々推進者であったからである。

小河滋次郎は、クローネの追随者であり、その著「行刑法」[54]はクローネの監獄学の第二部第三章のほとんど全訳といってよいほどのものである。しかし、その独居に対する考え方がよく示されているのは、監獄法講義である。[55]小河によれば監獄遇囚の三大要義は公平、厳粛、保護であり、分房制即ち独居拘禁によって始めてまっとうされるものである。[56]そして、分房制適用の急を要する者は、短期囚、初犯囚、青年囚、被告人、禁錮囚である。[57]逆にこれに適さない者は、心身の状況その他により自他に有形無形の危害を及ぼす虞れのない者であり、精神及び身体に害があってもなお独居拘禁を必要とする者のあることを認めている。[58]

ここでいう独居拘禁、分房制はいわゆる厳正独居ではなく、「寛和的分房制」である。[59]従って、監獄官吏による頻繁な監房訪問の実施、監房外での器械的隔離の全廃、監獄官吏監督下の他囚との接触交談などは肯定されている。ただし、夜間のみの独居は分房制とは別物として拒けられている。[60]

小河は独居に固執したと思われる。それに固執する余り、累進制即ち階級制に対し強く反対していたことが知られる。[61]それと同時に、ここで説かれている独居拘禁と英米で発展したものとの隔たりの大きさに注意をひかれる。これと同様の印象は正木亮の説く累進制についても得られる。

正木は、独居拘禁を囚人の分類の手段としてのみ認め、累進処遇の一部に組み込むのである。[62]正木の指摘する独居拘禁の欠陥は次のようなものである。[63]㈠永続的分離が囚人の疑懼を高めること、㈡囚人に対して残虐な制度だと考えられること、㈢健康上殊に精神疾患をきたす虞れのあること、㈣自殺の虞れをきたすこと、㈤独居房を作ることが国家財政上困難なこと、がこれである。独居拘禁のもつ「正しき自我の認識」の作用を是認しつつも、以上五点の問題が解決しない限り独居制はただ倫理的にのみ妥当なものに止まるというのが、正木の独居に対する批判の中核だと考えられる。

しかし、囚人分類の手段としての独居は、もはや独居拘禁の範疇に入れ得ないものではないだろうか。その発祥において独居拘禁は死刑に代る制度であった。それによる心的恐怖[64]は、それこそ初期の制度の狙ったことではなかったか。宗教的、倫理的悔恨がかくして実現されれば、この刑の目的は達成されたと言えるのではなかったか。

小河の「管理監獄学」から正木の「人間監獄学」への展開[65]の中で、わが国の行刑の目的は、「公平、厳粛、保護」の実現から「犯罪者の社会化[66]」を目指す社会教育へと移って来たと思われる。日本における累進制は、独居の緩和とは全く別の原則に基づいているのである。また、小河の熱意にもかかわらず、独居がわが国の行刑の実務を支配することは遂になかったのであって、累進制において緩和すべき独居そのものがわが国には欠けていたといってよいのである。

更に遡って考えてみると、明治初年にJ・C・ベリーが日本の牢獄を内務大臣の許可を得て調査したことがあったが、その時提出された報告書の中で、ベリーは、「単身幽獄なるものは善良の性質を有する囚人をして如何とも教化すべきなき兇徒の惨酷なる挙動を受けしむの弊害を防ぐに至要なるものにして、且つ此の獄房は米国及び欧洲に於て最も至要なりと雖も、夫れ等の国民に比すれば、日本人は稍温柔なる性質を有するに付き、其の設立は斯の国に於て該国の如く至要ならざるべし[67]」と述べて、独居拘禁について検討することは必要だが、それは、日本人のように性質の柔和な国民には不必要であろうとしている。このことは、ヨーロッパと日本の各々の民族性の相違を正しく認識した上のものであったと言ってよいであろう。

三

別のところで述べたように[68]、スウェーデンは、一九四五年の監獄法の改正で累進制と独居拘禁とを同時に廃棄した。

独居拘禁と累進制とは不可分のものとされていたからである。ここにいわれる独居は、日本の累進制における個性調査のための独居ではない。スウェーデンでは必要に応じて判決前調査や精神鑑定を刑事裁判の過程で実施する態勢は既に存在したのであって、独居は受刑者処遇の一環としてのものだったはずである。そして、採用されたのは、閉鎖的処遇から開放的処遇への移行という段階的処遇の方法であった。これは受刑者の社会復帰を念頭においてなされたものであり、日本流に言えば犯罪者の社会化ということであろう。また、閉鎖から開放へという処遇の移行がもし日本でなされれば、これに累進処遇という名称をつけることに躊躇する日本人はおそらくいないであろう。ここには、日本と彼国との間の独居拘禁或いは累進制という概念に対する大きな理解の違いがあるのである。

スウェーデンは独居拘禁を一九四五年に廃棄した。では、莫大な予算[69]を費やして建設した独居房はどうなったのか。それらは改造されて雑居房になったのか。答えは否である。一九四五年の行刑改革後も受刑者は個室に居住している。それどころか、個室居住は、今日、刑務所から教護院に至るまで、殆んどの施設における被収容者の処遇の原則的方式になっているのである。独居房（cell）にかえ居住房（bostadsrum）の語を用いるとさえ言われている[70]。

一方日常生活において、大学へ行っても、役所へ行っても研究者、職員が個室でその業務を行っている場合が非常に多い。現業の職場の場合は別だと思われるが、非現業の事務は大方個室において遂行されているといってもよいのではないかと思われるのである。

この点で日本と比較すると、我が国では、いわゆる大部屋で事務の執行される場合が非常に多いように思われるのである。勿論、データをしっかり収集して得た結果ではなく、私の印象に基づいて述べているので、誤りがあるかもしれないが、日常生活における日本の雑居主義とスウェーデンの独居主義とを対比することができそうに思えるのである。

この相違が、キリスト教と仏教という宗教の違いなのか、日本人、西欧人という人種或いは文化の違いなのか、北

方人、南方人という気候の違いなのか、或いは同じキリスト教国でもカトリックとプロテスタントの違いなのか、簡単に結論の出せる問題ではない。

最近の新聞は日本における世帯数の増大と一世帯あたりの世帯構成人員の平均値の減少とを報じている。[71] 個室を家庭内に確保している子供の数も増大している。また、近年建設されている少年院の中には被収容少年を個室に収容して処遇を行っているところもあると聞く。こうした傾向が、日本の犯罪と矯正保護とにどのような影響を与えることになるのか、今後考えていく必要のある問題であろう。

＊　＊　＊

青柳教授は、犯罪と刑罰の問題を日本人の国民性の視点から検討され、多数の著書論文を残しておられる。[72] 恐らく、国民性を真正面に据えて刑罰の問題を扱われたのは青柳教授が最初ではないだろうか。わが国の社会がこれから益々国際化し、国際的に注目を各方面から集めると予測される以上、教授のこの視点は、今後更に重要性を増していくものと思われる。極めて粗雑な形で私が本稿において提出した問題について青柳教授がどう答えられるか、それは今や不可能になってしまったのである。

(1) 矯正研修所、研修教材行刑法、矯正協会、昭五四年、四八―四九頁。
(2) 小野清一郎・朝倉京一、監獄法（ポケット註釈全書）、有斐閣、昭四〇年、一二七頁。
(3) K. Krohne: Lehrbuch der Gefängniskunde, 1889, p. 8. 青柳文雄「自由刑とわが国民性」、犯罪とわが国民性、一粒社、昭四四年、一四六頁。
(4) George Ives: A History of Penal Methods, 1914, p. 40.

(5) Ibid., p. 41. 以下、中世の教会における独居房の使用及び教会の刑罰権の世俗権力への移譲の過程が述べられている。
(6) Torsten Eriksson: Kriminalvård, 1967, pp. 49 ff. T・ヒリクソン、犯罪者処遇の改革者達（犯罪行動研究会訳）、大成出版社、昭五五年、三二頁。
(7) J・ハワード、監獄事情（湯浅猪平訳）、矯正協会、昭四七年、一二〇頁。
(8) T. Eriksson, op. cit., p. 48.（グラビア）。
(9) Ibid., p. 49. ヒリクソン、上掲書三三—四頁。
(10) ハワード、前掲書一四一—六頁。一七七五年以来ハワードはこの施設を三回訪ねているが、その度に処遇内容の悪化していったことが記されている。
(11) ハワード、前掲書三五頁以下。
(12) 同上書六二頁訳註一一、二九九頁以下。Louis N. Robinson: Penology in the United States, 1921, p. 67.
(13) 以上 Sidney & Beatrice Webb: English Prisons under Local Government, 1922, pp. 39 f. による。一七八七年のオーストラリア植民開始により、新たな流刑地が得られたことも国立懲治監獄の建設を妨げる理由になったという（Krohne, op. cit., pp. 57 ff. cf.）。
(14) Eriksson, op. cit., pp. 59 ff. ヒリクソン、前掲書五〇—一頁。
(15) Krohne, op. cit., p. 31. Robinson, op. cit., p. 70. Max Grünhut: Penal Reform, 1948, p. 45. 英文名称は各々の著者により相違があるが、ここでは仮にクローネに従う。
(16) Robinson, op. cit., p. 70.
(17) Grünhut, op. cit., p. 44. ゲンには Fruits of Solitude (Harvard Classics, vol. 1, 1909.) という著書がある。
(18) Ibid., p. 45.
(19) ヒリクソン、前掲書五二頁。
(20) 東邦彦「行刑制度論」、刑務協会編、刑政論集、刑務協会、昭一二年、九六頁註五（H. E. Barnes, The Repression of Crime, pp. 95 ff. より引用）。
(21) 東、前掲書一二一頁。
(22) Robinson, op. cit., p. 67.
(23) R. S. E. Hinde: The British Penal System, 1951, p. 44.

(24) この年譜は、ヒリクソン、前掲書、Hinde, op. cit., Ives, op. cit., Grünhut, op. cit., Webb, op. cit., 等により作成した。

(25) Hulks. 各地に繋留されている廃船を監獄代りに用い、流刑囚を収容した。その状態は悲惨であった（ハワード、前掲書二九一―七頁参照）。

(26) Eriksson, op. cit., pp. 291 ff. ヒリクソン、前掲書三〇〇頁、Grünhut, op. cit., pp. 70 f.

(27) Hinde, op. cit., pp. 33 ff. 一七七五年の監獄法（16 Geo. III. ch. 43）は、始めて重労働を伴う投獄を刑罰として導入した。この法律によりそれまで死刑又は流刑に処されていた者にこの刑罰が用いられるようになった（Ibid., p. 40.）。なお当時の死刑犯罪の例として、不法な家畜の殺害及び樹木の伐採、河川の土手の破壊、横領、堺・運河の水門等の破壊、虚偽の婚姻登録などが上げられている。

(28) Ibid., p. 35.

(29) Ibid., pp. 43, 69, 112 et passim.

(30) Ibid., p. 67.

(31) Ibid., pp. 17, 51. 一八一五年に有給の教誨師を各牢獄及び懲治場に任命する権限を治安判事に与える法律（13 Geo III. ch. 58）が制定されている。

(32) Ibid., p. 56, 67. ここでは、刑罰の威嚇効果と苛酷さの肯定が記されている。一八一八年に treadwheel 一八四六年に crank が各々発明されている（Ives, op. cit., pp. 188 ff.）。

(33) Ibid., pp. 110 f.

(34) Ibid., pp. 111 ff.

(35) ヒリクソン、前掲書三〇頁以下（ペンシルバニア制）、五九頁以下（オーバーン制）。

(36) Robinson, op. cit., pp. 68 f.

(37) Ibid., p. 74.

(38) Ibid., pp. 75 ff.

(39) Ives, op. cit., p. 185. 完全な孤独の中におかれた受刑者千人中九十ないし百人は生きて獄外に出ることはできなかった。

(40) Robinson, op. cit., p. 78.

(41) 関連する報告書は次の通りである。
W. Crawford: Penitentiaries of the United States, 1834

Alexis De Tocqueville: / G. De Beaumont: } Le Systéme Penitentiare aux États Unis, 1837 (2 vol.)

E. Ducpetiaux: La Réforme Penitentiaire, 1837-1838 (3 vol.)

C. J. A. Mittermaier: Die Gefängnissverbesserung insbesondere die Bedeutung und Durchführung der Einzelhaft, 1858

N. H. Julius: Nordamerika's Sittliche Zustande, 1839

N. H. Julius: England's Mustergefängniss in Pentonville, 1846

(42) Krohne, op. cit., pp. 247 ff.

(43) Ibid., p. 248.

(44) Ibid., p. 250.

(45) Ibid., p. 256.

(46) Johan C. W. Thyrén: Prinzipien einer Strafgesetzreform, 1910, pp. 84 ff.

(47) 例えばペンシルベニア制の受刑者の再犯率は四一五％と伝えられていた (Ibid., p. 85.)。

(48) Ibid., p. 85. スウェーデンの実務的思考が明瞭に現われている。

(49) Enrico Ferri: Criminal Sociology (English Edition), 1896, pp. 256 ff.

(50) Ibid., p. 256.

(51) Ibid., pp. 256-9.

(52) Ibid., pp. 259-65.

(53) Ibid., pp. 265 f.

(54) 小河滋次郎「行刑法」、小河滋次郎、監獄法講義（復刻版）、法律研究社、昭四二年、五二三頁以下。

(55) 同上書一二八頁以下。

(56) 同上書一三八頁。

(57) 同上書一三八頁。

(58) 同上書一三七頁。

(59) 同上書一三四頁以下。

(60) 同上書一四二頁。

(61) 留岡幸助「階級制度について」、同志社大学人文科学研究所編、留岡幸助著作集第二巻、同朋舎、昭五四年、四一頁以下参照。
(62) 正木亮、新監獄学、一粒社、昭四三年、二二八頁。
(63) 同上書二八七頁。
(64) 同上書二二五頁。
(65) 朝倉京一「日本監獄学の展開」、小川太郎編、矯正論集、矯正協会、昭四三年、三一一頁以下。
(66) 正木、前掲書一一頁、中尾文策「社会教育としての行刑」、矯正協会編、中尾文策矯正論集、矯正協会、昭五九年、一二頁参照。
(67) 辻敬助、日本近世行刑史稿（下）、矯正協会、昭一七年、一六頁。留岡幸助「ペリー翁とわが生涯」、前掲留岡幸助著作集第三巻、昭五四年、四八七頁以下参照。
(68) 坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應通信、昭五九年、八七頁。
(69) 同上書一一四頁註四参照。
(70) 同上書一一六頁註二三。
(71) 読売新聞昭和六二年一〇月九日。
(72) 犯罪とわが国民性、一粒社、昭四四年、続犯罪とわが国民性、一粒社、昭四八年、日本人の罪と罰、第一法規出版、昭五五年など。